

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 12 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

国立市市税賦課徴収条例(昭和29年6月国立市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第29条本文中「者」を「者のいずれかに該当する納税義務者」に改め、同条ただし書中「者」を「者に該当する納税義務者」に、「によつて」を「により」に、「こえる場合には」を「超える場合には、」に改め、同条第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第2号中「扶養親族」を「同一生計配偶者又は扶養親族」に改める。

第30条第4項中「第33条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第33条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提

出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第33条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第33条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第30条第6項中「第33条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第33条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第33条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第33条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第31条の9第1項中「第30条第4項の申告書」を「第30条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第43条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に、「とする」を「とする。第5項第1号において同じ」に、「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「については」を「については、前項の規定にかかわらず」に改め、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によつて」を「により」に改める。

第43条の3第1項中「において」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「とする」を「とする。第4項第1号において同じ」に改め、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に、「については」を「については、前項の規定にかかわらず」に、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第53条第8項中「、法第349条の4または法第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第55条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共有部分」を削る。

第55条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第65条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第65条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年

度とする。」に改め、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第65条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改め、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度分」を「各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」に改める。

附則第6条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第9条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第11条を次のように改める。

(読替規定)

第11条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第53条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第11条の2第5項中「第15条第33項第1号イ」を「第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「第15条第33項第1号ロ」を「第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「第15条第33項第2号イ」を「第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「第15条第33項第2号ロ」を「第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「第15条第33項第2号ハ」を「第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項中「第15条第39項」を「第15条第37項」に改め、同条第11項を削り、同条第12項を同条第11項とする。

附則第11条の3第2項中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改め、同条第3項中「第7条第3項各号」を「第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「第12条第21項第2号」を「第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「第12条

第 2 4 項」を「第 1 2 条第 2 6 項」に改め、同条第 8 項中「第 7 条第 8 項各号」を「第 7 条第 9 項各号」に改め、同項第 4 号中「第 1 2 条第 2 8 項」を「第 1 2 条第 3 0 項」に改め、同項第 6 号中「第 1 2 条第 2 9 項」を「第 1 2 条第 3 1 項」に改め、同条第 9 項中「第 7 条第 9 項各号」を「第 7 条第 1 0 項各号」に改め、同項第 5 号中「第 1 2 条第 3 6 項」を「第 1 2 条第 3 8 項」に改め、同条第 1 0 項中「第 7 条第 1 1 項」を「第 7 条第 1 4 項」に、「第 1 2 条第 2 4 項」を「第 1 2 条第 2 6 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 9 項の次に次の 2 項を加える。

1 0 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

1 1 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第18条の10中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附則第20条第3項中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第74条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第74条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第74条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽

自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第20条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第20条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車  
が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に  
該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第  
30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において  
同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第75  
条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)  
後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣  
の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当  
該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段  
を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交  
通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであると  
きは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該  
不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関す  
る規定(第78条及び第79条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同  
項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算  
した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第16条の規定の適用につい  
ては、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第20条の2第2項  
の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者に  
ついで軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第20条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に、「提出  
した場合」を「提出した場合(次に掲げる場合を除く。)」に、「第30条  
第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第30条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第30条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告  
書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項

その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第 2 1 条の 2 第 1 項中「平成 2 9 年度」を「平成 3 2 年度」に、「第 3 4 条の 2 第 4 項」を「第 3 4 条の 2 第 1 項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第 1 項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第 2 項中「平成 2 9 年度」を「平成 3 2 年度」に、「第 3 4 条の 2 第 9 項」を「第 3 4 条の 2 第 1 0 項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第 2 6 条の 2 第 4 項中「第 3 3 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「もの」に限り、「その時までに提出された第 3 3 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 3 3 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 3 3 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第 2 6 条の 2 の 2 第 4 項中「第 3 3 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第 3 3 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 3 3 条の 2 第 1 項の規定による申告書



(2) 第33条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第26条の2の2第6項中「第33条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第33条の3第1項の確定申告書を含む。)」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条各号の改正規定及び附則第6条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日

(2) 附則第6条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の国立市市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の国立市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第43条第3項及び第5項並びに第43条の3第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第43条第3項又は第43条の3第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成

28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第53条第8項及び附則第11条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第3項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第3項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第55条の3第2項及び第65条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを第75条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えら

れた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年6月国立市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に、「新条例第74条及び新条例」を「国立市市税賦課徴収条例第74条及び」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条例の」に改め、同条の表を次のように改める。

第74条第2号ア （イ）	3,900円	3,100円
第74条第2号ア （ウ）a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第74条第2号ア （ウ）b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第20条第1項	第74条	国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年6月国立市条例第13号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第

		6条の規定により読み替えて適用される第74条
附則第20条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第74条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第20条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第74条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第20条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第74条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第7条 国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成29年3月国立市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中附則第20条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第20条の2を次のように改める。

第20条の2 削除

第3条を次のように改める。

(国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成 26 年 6 月国立市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の表新条例附則第 20 条第 1 項の表第 74 条第 2 号アの項の項の左欄及び中欄中「第 74 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

附則第 1 条第 2 号中「から第 4 条まで」を「及び第 4 条」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 3 条の規定 国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成 29 年 月国立市条例第 号）の施行の日